

県内介護保険サービス事業所等を運営する法人代表者様

鳥取県長寿社会課介護保険・施設担当

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の実施について

既に新聞報道等でご承知と思いますが、国における「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、介護職員を対象に令和6年2月～5月分の賃金改善を行う介護サービス事業所又は介護保険施設に対して、当該賃金改善を行うために必要な経費への支援を全国的に実施することになりました。

令和6年1月25日付け介護保険最新情報 Vol. 1202 において制度の概要・Q&A等が示されたところですが、以下のとおり、留意点をお伝えしますのでご確認ください。

※令和4年度に実施した同様の補助金（令和4年2月分から9月分までの期間に従業員の賃上げを行った事業所に対して、同年6月から11月にかけて鳥取県国民健康保険団体連合会を通じて支払い。）と異なる点もございます。厚生労働省通知とともにご確認ください。

○主な要件について

- ・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定している（又は令和6年4月から算定予定である）こと。（Q&A 問13参照）
 - ・令和6年2月分から5月分の賃金改善を実施すること。なお、「〇月分の賃金改善」の考え方については、現行の処遇改善加算等と異なる取扱いとならないよう御注意ください。（Q&A 問2参照）
 - ・補助金の全額を賃金改善に充てること。かつ、令和6年4・5月分の補助額の3分の2以上を「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引き上げに充てること。（Q&A 問3参照）
- ※Q&Aは介護保険最新情報 vol. 1202 の別添3をご覧ください。

○その他

- ・サービスごとの交付率等は、介護保険最新情報 vol. 1202 をご確認ください（補助金非対称のサービスもございます。）
- ・制度概要、賃金改善の要件等については、下記のとおり厚労省コールセンターが設置されておりますので、こちらにご相談ください。
【介護職員処遇改善支援補助金等 厚生労働省コールセンター】
電話番号：050-3733-0222 受付時間：9：00～18：00（土日含む）
- ・令和4年度実施補助金にて提出を求めていた「賃金改善開始の報告書」の提出は、今回不要とします。
- ・現在、県において、鳥取県における補助金交付要綱を鋭意作成中です。また、補助金の申請手続き・支払いスケジュール等については、各県において設定することとなっており、現在調整中です。順次ご案内いたしますので、今しばらくお待ちください。
なお、申請時期は令和6年4月を予定しております（今後、変更となる場合があります）。

各法人における賃上げには、理事会の承認や就業規則の改正等、法人内部での諸手続きが必要と思われます。本県としては、より多くの介護サービス事業所に補助金を交付させていただき、介護職員等の賃上げを後押ししたいと考えておりますので、是非とも早めに諸手続きの準備に着手していただきますようお願いいたします。

○介護保険最新情報はこちらでご確認いただけます。

厚生労働省 HP：<https://www.mhlw.go.jp/content/001197861.pdf>